



**富山県告示第179号**

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営五ヶ用水地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月5日

富山県知事 新 田 八 朗

**1 縦覧に供すべき書類**

県営五ヶ用水地区土地改良事業計画書の写し

**2 縦覧の期間**

令和3年4月5日から

令和3年5月7日まで

**3 縦覧の場所**

上市町役場

**教示**

- この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があつたこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

**富山県告示第180号**

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営五鹿屋鹿島地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月5日

富山県知事 新 田 八 朗

**1 縦覧に供すべき書類**

県営五鹿屋鹿島地区土地改良事業計画書の写し

**2 縦覧の期間**

令和3年4月5日から

令和3年5月7日まで

**3 縦覧の場所**

砺波市役所

**教示**

- この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があつたこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

**富山県告示第181号**

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により県営才川七 1 期地区土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 3 年 4 月 5 日

富山県知事 新 田 八 朗

**1 縦覧に供すべき書類**

県営才川七 1 期地区土地改良事業計画書の写し

**2 縦覧の期間**

令和 3 年 4 月 5 日から

令和 3 年 5 月 7 日まで

**3 縦覧の場所**

南砺市役所

**教示**

- この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1 の審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があつたこと）を知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

**富山県告示第182号**

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営早月加積中部地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月5日

富山県知事 新 田 八 朗

**1 縦覧に供すべき書類**

県営早月加積中部地区土地改良事業計画書の写し

**2 縦覧の期間**

令和3年4月5日から

令和3年5月7日まで

**3 縦覧の場所**

滑川市役所

**教示**

- この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があつたこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

**富山県告示第183号**

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営村川用水地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月5日

富山県知事 新 田 八 朗

**1 縦覧に供すべき書類**

県営村川用水地区土地改良事業計画書の写し

**2 縦覧の期間**

令和3年4月5日から

令和3年5月7日まで

**3 縦覧の場所**

上市町役場

**教示**

- この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

**富山県告示第184号**

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営田添地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月5日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

県営田添地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和3年4月5日から

令和3年5月7日まで

3 縦覧の場所

立山町役場

教示

- この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があつたこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。





---

ポリテクセンター富山

4 講習定員

10人

5 事前受付の期間及び受付先

(1) 期間

令和3年5月6日（木）から5月28日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）  
の午前8時30分から午後5時15分までの間

(2) 受付先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係  
（電話076-441-2211・内線3045）

(3) 受講者の決定等

- ア 受講希望者数が講習定員に満たない場合は、その全員を受講者とする。
- イ 受講希望者数が講習定員を超えた場合は、その時点で受付を終了する。

6 受講申込みの受付期間

令和3年5月31日（月）から6月11日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）  
の午前9時から午後4時までの間

7 受付場所

富山県内の各警察署

8 提出書類

機械警備業務管理者講習受講申込書（写真の貼付けが必要）

9 受講手数料

39,000円（受講申込時、富山県収入証紙により納付すること。）

受講申込み後の受講の取りやめによる手数料の返還、受講者の変更等は認めない。

10 その他

- (1) 当日は、各自筆記用具を持参すること。
- (2) 本講習は、一般社団法人富山県警備業協会に委託して実施する。

11 問合せ先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係

---

(電話076-441-2211・内線3045)

## 警備員指導教育責任者講習の実施について

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

令和3年4月5日

富山県公安委員会

委員長 麦野英順

### 1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日

#### (1) 法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号業務」という。）

講習	実施期日
新規取得講習	令和3年6月17日（木）から25日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の7日間
追加取得講習	令和3年6月22日（火）から25日（金）までの4日間

#### (2) 法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号業務」という。）

講習	実施期日
新規取得講習	令和3年6月28日（月）から7月2日（金）までの5日間
追加取得講習	令和3年7月1日（木）、2日（金）の2日間

#### (3) 法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号業務」という。）

講習	実施期日
新規取得講習	令和3年6月28日（月）から7月2日（金）までの5日間
追加取得講習	令和3年7月1日（木）、2日（金）の2日間

#### (4) 法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号業務」という。）

講習	実施期日
新規取得講習	令和3年6月28日（月）から7月2日（金）までの5日間
追加取得講習	令和3年7月1日（木）、2日（金）の2日間

## 2 実施時間

### (1) 1号業務

午前9時から午後4時50分まで（追加取得講習は、初日のみ午後1時から午後4時50分まで）の間

### (2) 2号業務、3号業務及び4号業務

午前8時30分から午後4時50分まで（4号業務の新規取得講習及び追加取得講習については7月2日（金）のみ午前8時30分から午後0時20分まで）の間

## 3 実施場所

富山県高岡市八ヶ55

ポリテクセンター富山

## 4 講習定員

1号業務20人、2号業務、3号業務及び4号業務各10人

## 5 受講対象者

警備業務の区分に応じ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

### (1) 新規取得講習

#### ア 1号業務、2号業務及び3号業務

(ア) 最近5年間に、受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(イ) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（以下「1級検定」という。当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

(ウ) 検定規則第4条に規定する2級の検定（以下「2級検定」という。当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(エ) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（以下「旧1級検定」という。当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

(オ) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（以下「旧2級検定」という。当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

イ 4号業務

最近5年間に、当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 追加取得講習

ア 1号業務、2号業務及び3号業務

当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）の交付を受けている者で、前記(1)アの(ア)から(オ)のいずれかに該当する者

イ 4号業務

当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する講習修了証明書の交付を受けている者で、前記(1)イに該当する者

6 事前受付の期間及び受付先

(1) 受付期間

講習	事前受付期間
1号業務	令和3年4月19日（月）から5月14日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間

2号業務	令和3年5月6日(木)から5月28日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間
3号業務	
4号業務	

## (2) 受付先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係

(電話076-441-2211・内線3045)

## 7 受講申込みの受付期間及び受付先

## (1) 受付期間

講習	申請受付期間
1号業務	令和3年5月17日(月)から5月21日(金)までの午前9時から午後4時までの間
2号業務 3号業務 4号業務	令和3年5月31日(月)から6月11日(金)までの午前9時から午後4時までの間

## (2) 受付先

富山県内の各警察署

## 8 提出書類

(1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(写真の貼付けが必要) 1通

(2) 受講対象者に該当することを疎明する書面 各1通

なお、受講対象者に該当することを疎明する書面は次のとおりとする。

ア 前記5(1)ア(ア)及び同5(1)イに該当する者は、当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下

「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

イ 前記5(1)ア(イ)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し

ウ 前記5(1)ア(ウ)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

エ 前記5(1)ア(エ)に該当する者は、当該警備業務の区分に係る旧1級検定の合

格証明書の写し

オ 前記5(1)ア(オ)に該当する者は、当該警備業務の区分に係る旧2級検定の合格証明書の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

カ 前記5(2)アに該当する者は、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する講習修了証明書の写し及び前記アからオのいずれかの書類

キ 前記5(2)イに該当する者は、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する講習修了証明書の写し及び前記アの書類

### (3) 受講手数料

#### ア 1号業務

新規取得講習	47,000円	富山県収入証紙により納付すること。
追加取得講習	23,000円	

#### イ 2号業務

新規取得講習	38,000円	富山県収入証紙により納付すること。
追加取得講習	14,000円	

#### ウ 3号業務

新規取得講習	38,000円	富山県収入証紙により納付すること。
追加取得講習	14,000円	

#### エ 4号業務

新規取得講習	34,000円	富山県収入証紙により納付すること。
追加取得講習	10,000円	

オ 受講申込み後の受講の取りやめによる手数料の返還、受講者の変更等は認めない。

## 9 その他

(1) 当日は、各自筆記用具を持参すること。

(2) 本講習は、一般社団法人富山県警備業協会に委託して実施する。

10 問合せ先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係  
(電話076-441-2211・内線3045)

---

